



保険会社のERMと監督当局の関係

2011年10月23日(日)

平成23年度日本保険学会大会「共通論題」

植村 信保(金融庁)



ERMと監督当局

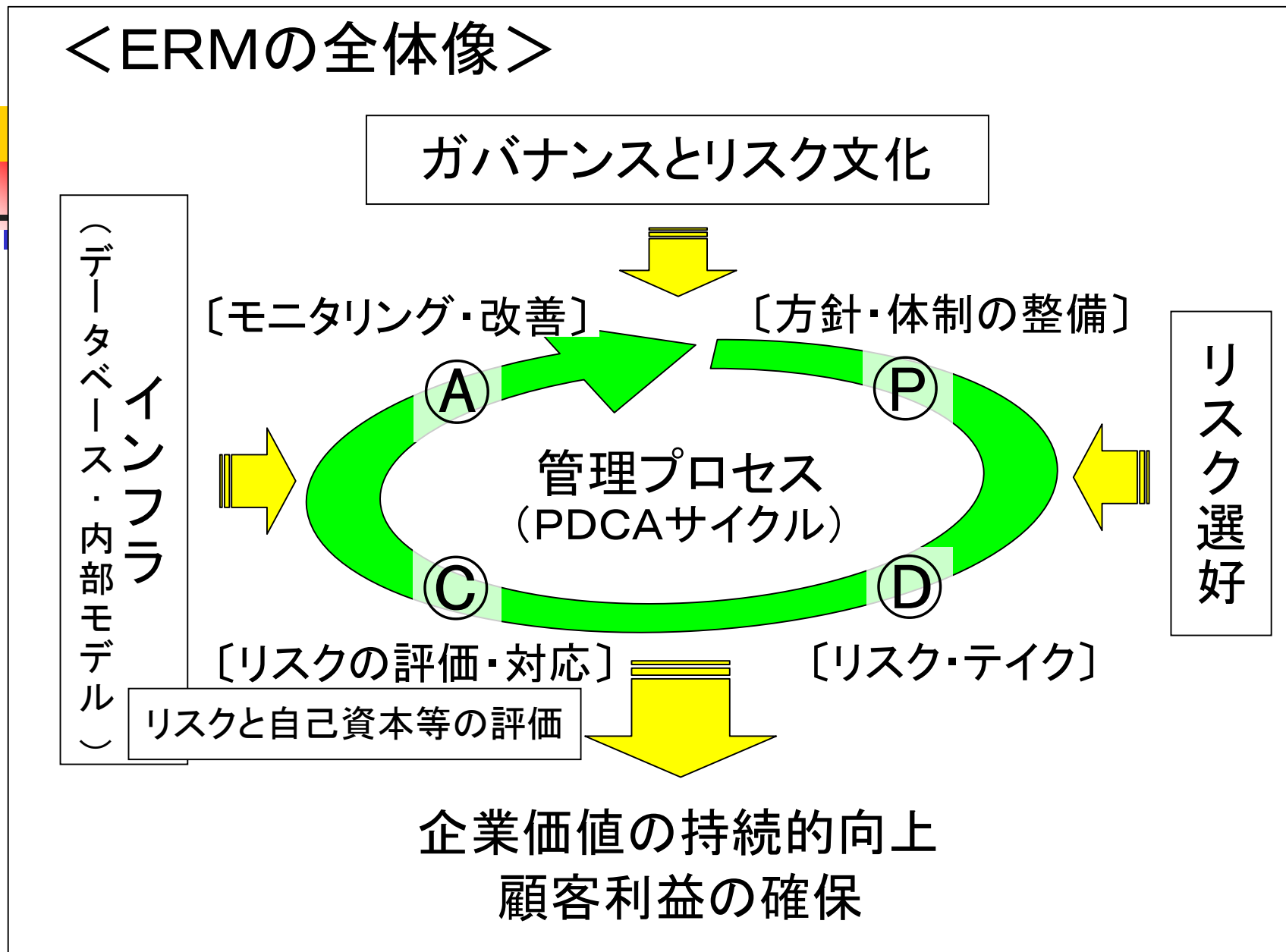
- 一般的なERMのイメージ
 - 企業が直面する全てのリスクを対象に、
 - リスクを包括的に把握し、
 - 企業のリスク選好に応じて事業全体として管理することで、
 - 企業の戦略目標を達成し、企業価値の持続的向上を通じ、顧客の利益を守る継続的かつ全社的活動



ERMと監督当局

- 「統合的リスク管理態勢」の定義（保険検査マニュアル）
 - 「統合的リスク管理」とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。
 - 保険会社の統合的リスク管理態勢は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために、有効に機能することが重要である。

<ERMの全体像>





ERMと監督当局

- なぜ当局がERMに注目するのか
 - ERMの目的は、会社が自らの健全性を確保しつつ、企業価値を持続的、安定的に向上させること
 - 本来、ERMは外部から促されて実施するものではなく、保険会社が自己管理の一環として行うべきもの
 - にもかかわらず、当局がERMに注目するのは、企業価値の安定的な向上が契約者保護に資するという考え方があるため
 - IAIS(保険監督者国際機構)等の動向
 - 拙著「経営なき破綻 平成生保危機の真実」
 - 不十分なガバナンスが破綻リスクを高めた
 - どんなに形を整え、きちんと数値を算出しても、経営に活用されなければリスク管理にはならない



保険会社ERMの現状認識

- わが国保険会社のERMの現状
 - 大半の保険会社においてERM構築は初期段階
 - 大手保険グループでは統合リスク量を計測し、自己資本等と対比する管理を実施
 - 多くのグループで経済価値ベースの評価に基づいたリスク管理態勢に移行しつつある(会計ベースとの併用を含む)
 - 経営の関与に課題
 - 経営陣によるリスクプロファイルの把握や活用、取るべきリスクや許容される損失の設定、リスク管理への関わり方などは、グループによりまちまち
 - リスク管理に関わるのが実質的にリスク管理部門だけになってしまうおそれ
 - 形式的な取組みに陥りやすいおそれ



今後の取り組み方針

- 最近の金融庁の取り組み
 - 保険会社向けの総合的な監督指針
 - 「統合リスク管理」を新設(2009年6月)
 - 各事務年度における監督方針で「リスク管理の高度化」を掲げる
 - 保険検査マニュアルの全面改定(2011年2月)
 - 新たに「統合的リスク管理態勢」を設け、検査官が保険会社のERMを検証する姿勢を明確にした
 - ERMヒアリングの実施(2011年3月)
 - 大手保険グループの実態把握
 - 今年度も継続予定



今後の取り組み方針

■ 当面の着眼点

- 自発的な取り組みを最大限尊重しつつ、より適切な統合的リスク管理態勢の構築を促す
 - 「摘発」「指摘」ではなく「促進」型の検証
 - 当該保険会社にとって重要なリスクを踏まえ、細部にこだわらず、大くくりで検証
 - 規模・リスク特性等に応じた検証
- 「ガバナンスとリスク文化」「リスク選好」を重視
 - 経営の十分な理解と積極的な関与がないと、目的・本質を捉えない形式的な枠組みになってしまいがち
- ALMの現状と今後の取り組みに注目
 - 負債特性の分析・評価



今後の取り組み方針

■ H23事務年度監督方針

■ リスク管理の高度化の促進

- SMR短期見直しや連結規制導入を踏まえ、リスク管理の高度化や適切な情報開示を促し、引き続き保険会社の財務の健全性確保に努める
- 高度なリスク管理を促すためには、そうした手法と統合的な規制・監督枠組みの構築も重要であるため、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入に向けた検討を進める

(1) 統合的なリスク管理の促進

- 経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、適切なリスク管理態勢が整備されているか検証
- 各社の特性に合わせた取組みを促す(ALMの状況など)
- 「経営統合」「事業・地域の多角化」 → 重点検証

(2) ソルベンシー評価の見直し等(後略)

ERMと監督当局

保険会社の健全性確保の枠組み

